

重要事項説明書

指定訪問介護・指定介護予防型訪問サービス

当事業所が提供するサービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を、次のとおり説明します。

1 事業者・事業所の概要

法人名	K&S 株式会社
代表者	代表取締役 佐藤健太郎
事業所名	訪問かいごカインド
所在地	福岡市南区老司 5 丁目 49 番 16 号
電話・FAX	092-566-8858
事業所番号	4071105706
管理者	佐藤健太郎

2 事業の目的及び運営方針

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問介護では身体介護その他の生活全般にわたる援助を、指定介護予防型訪問サービスでは要支援状態の維持・改善又は要介護状態となることの予防に必要な支援を行います。利用者の意思及び人格を尊重し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護予防支援事業者その他の関係機関と連携します。

3 従業者の職種、員数及び職務

管理者	1 名。従業者及び業務を一元的に管理します。
サービス提供責任者	2 名。利用調整、状態・意向の把握、関係機関との連携、訪問介護計画等の作成・説明・交付・評価、訪問介護員等への指示・研修・技術指導等を行います。
訪問介護員等	10 名以上（常勤換算 2.5 以上）。訪問介護計画等に基づきサービスを提供します。

4 営業日・営業時間・サービス提供時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日、8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日を除く）
-----	---

営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで
サービス提供時間	午前 7 時から午後 10 時まで
連絡体制	電話等により 24 時間連絡が可能な体制を確保します。

5 通常の事業の実施地域

福岡市、春日市、那珂川市、大野城市及び糟屋郡全域

6 提供するサービスの内容

- (1) 訪問介護計画又は介護予防型訪問サービス計画の作成、説明、同意、交付及び評価
- (2) 身体介護：排せつ・食事介助、清拭・入浴・身体整容、体位変換、移動・移乗介助、外出介助等
- (3) 生活援助：調理、洗濯、衣類の補修、掃除・整理整頓、生活必需品の買物等
- (4) 居宅サービス計画等に基づくその他必要な支援

介護保険の対象とならない、本人以外のための家事、大掃除・庭仕事等の日常生活援助の範囲を超える行為、医療行為等は提供できません。

7 利用料金及び算定する加算

利用料金は、厚生労働大臣又は福岡市が定める基準により算定します。介護保険等が適用される場合は、介護保険負担割合証等に記載された 1 割・2 割・3 割の負担割合に応じた額をご負担いただきます。具体的な単位数、金額及び計算方法は、別紙利用料金表で説明します。

初回加算	要件を満たす新規利用時等に、1 月につき 200 単位
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	令和 8 年 5 月 31 日まで：所定単位数の 14.5%／令和 8 年 6 月 1 日以降：所定単位数の 17.0%

早朝（午前 6 時～8 時）又は夜間（午後 6 時～10 時）に指定訪問介護を提供する場合は、法令に基づく割合加算が適用されることがあります。サービス内容・時間帯・その他の算定要件により実際の請求額は異なります。

8 介護保険給付の対象外となる費用

- (1) 通常の事業の実施地域内外を問わず、交通手段にかかわらず、交通費は一切徴収しません。
- (2) 地域外への訪問を含め、交通費のご負担はありません。
- (3) 利用者宅でサービス提供に必要なとなる電気、ガス、水道等の費用は、利用者の負担となります。

9 キャンセル料

キャンセル料	キャンセル料は徴収しません
サービス中止時	できるだけ早く事業所へご連絡ください
備考	急病、急な入院等の場合を含め、キャンセル料はかかりません

10 利用料等の請求及び支払方法

利用料金は1か月ごとに計算し、利用明細を記載した請求書を交付します。請求書の交付日及び支払期限は特に定めていません。利用者は、現金又は銀行振込によりお支払いください。口座自動引落しは行いません。支払いを受けた場合は、利用料とその他の費用を区分した領収書を交付します。振込手数料は利用者負担となります。

11 サービス提供に当たっての留意事項

- (1) 訪問介護計画等及びサービス提供記録の内容を確認してください。
- (2) 体調の変化、入院、外泊、認定区分・住所・連絡先等の変更があった場合は、速やかにお知らせください。
- (3) 従業者に対する金品・贈答品の提供、飲酒・喫煙の強要、宗教・政治活動、私的な用事の依頼はお受けできません。
- (4) 現金、通帳、印鑑、貴重品等は利用者の責任で管理してください。買物等で金銭を預かった場合は、その都度精算します。
- (5) ペットの管理、感染症対策、喫煙環境その他従業者の安全確保にご協力ください。

12 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、主治の医師への連絡、救急搬送その他必要な措置を講じ、家族及び関係機関に連絡します。事故が発生した場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な措置、記録、原因検証及び再発防止を行います。事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

加入保険会社	日新火災海上保険株式会社
保険種類	統合賠償責任保険

13 虐待防止・身体的拘束等の禁止

虐待の発生又は再発を防止するため、委員会の定期開催、指針の整備、定期研修及び担当者（管理者）の設置を行います。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、市町村へ通報します。緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わず、やむを得ず行う場合は必要事項を記録します。

14 衛生管理・感染症対策・業務継続

従業者の清潔保持・健康管理、感染症対策委員会のおおむね6月に1回以上の開催、指針の整備、研修・訓練を行います。感染症又は災害時にもサービスの継続又は早期再開を図るため業務継続計画を策定し、周知、研修、訓練及び見直しを行います。

15 ハラスメントの防止

事業所は、職場におけるハラスメントを防止するための方針・相談体制を整備します。利用者又は家族等から従業者への暴力、脅迫、著しい暴言、性的な言動その他のハラスメントがある場合は、関係者と連携して改善及び安全確保を図ります。

16 個人情報の保護及び秘密保持

利用者及び家族の個人情報を関係法令等に基づき適切に取り扱います。従業者は、在職中及び退職後も、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしません。サービス担当者会議等で個人情報を使用する場合は、あらかじめ文書による同意を得ます。

17 相談・苦情窓口

事業所窓口	訪問かいごカインド 苦情受付担当者：佐藤健太郎 TEL 092-566-8858
受付時間	月～金 午前9時～午後5時（祝日、8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く）
福岡市（各区）	東区 092-645-1069／博多区 092-419-1081／中央区 092-718-1102 南区 092-559-5125／城南区 092-833-4105 早良区 092-833-4355／西区 092-895-7066 （各区福祉・介護保険課 介護サービス係）
その他の市町村	春日市 高齢課 指定指導担当 TEL 092-981-0116 那珂川市 高齢者支援課 介護保険担当 TEL 092-953-2211 大野城市 介護支援課 介護サービス担当 TEL 092-580-1860 粕屋町 高齢者支援課 介護保険係 TEL 092-938-0229 福岡県介護保険広域連合 粕屋支部 TEL 092-652-3111
国保連	福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談 TEL 092-642-7859

18 第三者による評価の実施状況

第三者評価	実施なし
直近の実施年月日・評価 機関・結果の開示	該当なし

19 契約の終了・事業者からの解除

利用者は、事業者申し出るにより、いつでも契約を解除できます。入院、施設入所、転居その他やむを得ない事情がある場合も、速やかに終了できます。

事業者は、次の場合に限り、理由を説明し、原則として書面で相当の期間を定めて改善を求めたうえで、なお安全かつ適切なサービス提供の継続が困難なときに契約を解除することがあります。契約終了に当たっては、利用者の意向を確認し、居宅介護支援事業者、市町村その他関係機関と連携して必要なサービスの確保に配慮します。ただし、従業者又は第三者の生命・身体に差し迫った危険がある場合は、安全確保のため直ちにサービスを中止することがあります。

- (1) 正当な理由なく利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当の期間を定めた催告後も支払いがない場合
- (2) 暴力、脅迫、著しい暴言、性的な言動その他のハラスメント又は著しい迷惑行為があり、改善を求めても安全なサービス提供が困難な場合
- (3) 故意の重大な虚偽申告、サービス提供の反復継続的な妨害その他信頼関係を著しく損なう行為があり、改善を求めても適切なサービス提供が困難な場合
- (4) 長期入院、施設入所、転居等により居宅でのサービスが不要又は提供困難となった場合
- (5) 事業所の廃止、指定取消し、従業者の確保が不可能となった場合その他やむを得ない事由によりサービス提供ができない場合

20 記録の整備・保存及び開示

サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。利用者又は代理人から申出があった場合は、個人情報保護及び第三者の権利に配慮し、法令及び事業所の手続に従って記録を閲覧し、又は写しを交付します。写しの作成に要する実費をいただく場合は事前に説明します。

重要事項の説明・同意・交付

当事業者は、本書面及び別紙利用料金表に基づき、サービス提供開始前に重要事項を説明し、利用者の同意を得て、本書面の交付を行いました。

説明・同意年月日 令和 年 月 日

【事業者】

法人・事業所	K&S 株式会社 訪問かいごカインド
所在地	福岡市南区老司 5 丁目 49 番 16 号
代表者	代表取締役 佐藤健太郎 印
説明者	印

【利用者】

住所	
氏名	印

【代理人・家族等】

住所	
氏名	印
続柄	